

定住促進賃貸住宅家賃補助事業について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

転入世帯または新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。

【補助対象者】

転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方

1. 世帯全員が大崎町に住所を有すること
2. 3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っていること
3. 世帯全員が市区町村民税などを滞納していないこと

※転入世帯…転入日から賃貸住宅入居までの期間が1年未満の者かつ転入日前3年間に於いて町内に住所を有していなかった者で、申請日の属する年度の末日において全員が55歳未満の世帯

※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯

【補助期間】

補助要件を具備した月(月の途中入居などの場合は、その翌月)から起算して24月以内

【補助金額】

毎月の家賃から住宅手当などを減じて得た額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)を助成します。ただし、世帯主の区分に応じた補助限度額は右記のとおりです。

世帯主の区分	上限金額
転入世帯の世帯主	月額1万円
新婚世帯の世帯主	月額1万円
転入世帯かつ新婚世帯の世帯主	月額2万円

※公的住宅の場合、上限金額は2分の1となります。

定住住宅取得補助事業について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。

【補助対象者】

- 下記のいずれかに該当する世帯責任者
- 転入日前の2年間に於いて町内に住所を有しておらず、転入後2年以内(住宅新築のために必要な資金借入れに際し、確定申告書が2箇年分必要となる農業所得者、個人事業主等については、3年以内)に住宅を取得した場合(ただし世帯責任者は65歳未満)
 - 義務教育終了前の子を扶養している場合
 - 夫婦どちらかが40歳未満である場合

【補助要件】

- ※建て替え及び親族間の贈与による住宅の取得とみなされる場合は対象外となります。
1. 申請前1年以内に住宅を取得すること
 2. 取得した住宅に引き続き5年以上居住する意思があること
 3. 居住地の自治公民館に加入すること
 4. 市区町村民税等に滞納がないこと

【補助金額】

住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

基本額	補助基本額	1世帯につき	20万円
加算金	転入者加算金	1世帯につき	50万円
	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人	10万円
		義務教育終了前の子が2人以上	20万円
	地域活性化加算金	指定地区に住宅を取得した場合	10万円